

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和2年1月29日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	五百井 真 二
同	畑 中 一 成

記

1 措置の通知

令和元年度定期監査（水道局）の結果に対する措置
令和2年1月20日付け 八水経第665号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容
経営総務課

指摘事項	講じた措置又は経過				
<p>1 職員の手当に関する管理規程の整備について 非常呼出しにより修繕工事業務に従事した職員に支給している手当について、労働協約に基づく八尾市水道局企業職員給与規程等の整備が行われていないので、速やかに整備すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 271 868 309">措置状況</td> <td data-bbox="873 271 1506 309">1. 措置済（令和元年9月12日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="726 315 1506 611">八尾市水道局企業職員給与規程に、非常呼出しにより修繕工事業務に従事した場合の手当について規定を整備しました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和元年9月12日）	八尾市水道局企業職員給与規程に、非常呼出しにより修繕工事業務に従事した場合の手当について規定を整備しました。	
措置状況	1. 措置済（令和元年9月12日）				
八尾市水道局企業職員給与規程に、非常呼出しにより修繕工事業務に従事した場合の手当について規定を整備しました。					
<p>2 職員の退職管理に関する規定等の整備について 地方公務員法等に基づく職員の退職管理制度における元職員による働きかけの規制等について、八尾市職員の退職管理に関する規則において水道事業管理者が定めるとされているが定められていないので、速やかに規定等を整備すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 618 868 656">措置状況</td> <td data-bbox="873 618 1506 656">1. 措置済（令和元年7月24日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="726 663 1506 1043">八尾市職員の退職管理に関する規則において水道事業管理者が定めるとされている事項について、八尾市水道局職員の退職管理に関する要綱を定めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和元年7月24日）	八尾市職員の退職管理に関する規則において水道事業管理者が定めるとされている事項について、八尾市水道局職員の退職管理に関する要綱を定めました。	
措置状況	1. 措置済（令和元年7月24日）				
八尾市職員の退職管理に関する規則において水道事業管理者が定めるとされている事項について、八尾市水道局職員の退職管理に関する要綱を定めました。					
<p>3 八尾市水道局工事等発注委員会等に係る事務について 八尾市水道局工事等発注委員会設置要綱等に基づき設置されている委員会について、委員の任命手続が行われていない。また、会議の開催要件となっている出席状況や審議内容等の記録がないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 1050 868 1088">措置状況</td> <td data-bbox="873 1050 1506 1088">1. 措置済（令和元年8月7日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="726 1095 1506 1520">八尾市水道局工事等発注委員会等の委員について、任命手続を行うよう事務処理を改めました。また、議事概要を作成し、会議の出席状況や審議内容等を記録するように改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和元年8月7日）	八尾市水道局工事等発注委員会等の委員について、任命手続を行うよう事務処理を改めました。また、議事概要を作成し、会議の出席状況や審議内容等を記録するように改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和元年8月7日）				
八尾市水道局工事等発注委員会等の委員について、任命手続を行うよう事務処理を改めました。また、議事概要を作成し、会議の出席状況や審議内容等を記録するように改めました。					
<p>4 決裁手続の迅速化について 決裁手続における合議については、八尾市水道局事務処理規程等において必要最小限度にとどめなければならない等と定められているが、合議をしなければ意思決定に支障を来すとは言い難いものについて合議しているものが見受けられたので、合議を要する項目をより明確にするなど、決裁手続の効率化を図り、迅速な事務処理に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 1527 868 1565">措置状況</td> <td data-bbox="873 1527 1506 1565">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="726 1572 1506 2036">令和元年度中に、合議を要する事項をより明確にするよう、各課共通事例を作成し、周知する予定です。 また、決裁手続に属さない情報の提供や共有等の場合には、別途、伺書様式に「供覧」枠を作成する予定です。</td> </tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	令和元年度中に、合議を要する事項をより明確にするよう、各課共通事例を作成し、周知する予定です。 また、決裁手続に属さない情報の提供や共有等の場合には、別途、伺書様式に「供覧」枠を作成する予定です。	
措置状況	2. 措置予定				
令和元年度中に、合議を要する事項をより明確にするよう、各課共通事例を作成し、周知する予定です。 また、決裁手続に属さない情報の提供や共有等の場合には、別途、伺書様式に「供覧」枠を作成する予定です。					

令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容

お客さまサービス課

指摘事項	講じた措置又は経過	
1 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないもの等が見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適正な管理に努めること。	措置状況	1. 措置済（令和元年11月7日） 備品台帳と現品を照合し、備品シールが貼付されていないもの等について貼付等の所定の手続を行いました。今後は適正な管理を行います。

令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容
 工事管理課

指摘事項	講じた措置又は経過	
<p>1 CAD設計積算システム再構築業務に係る契約事務について</p> <p>(1) CAD設計積算システム再構築業務に係る契約については、公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われたが、公募時の仕様は既存システムの仕様と同等であり、受託者の専門性や企画力が期待できる内容とは言い難いため、今後は「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、業務内容等に応じた適切な選定方法を検討すること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（令和元年11月1日）</p> <p>事業者の選定については、仕様書の内容を十分に精査して作成するとともに、「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」記載の「契約方法（事業者選定方法）の検討フロー」に沿って十分検討するよう事務処理を改めました。</p>
<p>(2) システム再構築後の保守業務については、CAD設計積算システム再構築業務公募時の実施要領においては再構築業務完了後5年間とすることを条件としているが、当該保守業務に係る債務負担行為が予算に定められていなかったため、今後は地方公営企業法等に基づく適正な予算処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（令和元年11月1日）</p> <p>CAD設計積算システムの保守業務については、令和6年3月末までの長期継続契約を締結することとしました。</p> <p>また、今後、システム開発等と併せて保守業務を複数年契約する場合は、必要な経費を見積り、債務負担行為として予算を定めるよう事務処理を改めました。</p>

令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容

施設整備課

指摘事項	講じた措置又は経過	
<p>1 管理規程等の整備について</p> <p>八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程等において、引用する法令の改正等に伴う規定の整備が行われていないものが見受けられたので、速やかに規定を整備すること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（令和元年9月24日）</p> <p>所管する管理規程、要綱等の規定について、関係法令等を確認し、整備を行いました。</p>

令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容
 共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過	
<p>1 契約事務について</p> <p>業務委託契約に係る契約書等において、次のような事例が見受けられた。契約事務においては、透明性、公平性等の観点から、八尾市水道局契約規程等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 契約締結に係る伺書において、随意契約の相手方選定理由の記載内容がないもの。</p> <p>② 八尾市水道局契約規程に定められた記載事項がないもの。</p> <p>③ 参照法令の引用条項が誤っているもの。</p> <p>④ 契約の自動更新に係る条項があるもの。</p> <p>⑤ 業務の性質上、当該相手方のみが業務遂行にふさわしいことを理由とした随意契約であるにもかかわらず、契約書に業務の全部を再委託することができるように定めているもの等。</p> <p>⑥ 契約書に定める業務員名簿が提出されていないもの。</p>	措置状況	1. 措置済（令和元年8月6日）
<p>2 文書事務について</p> <p>文書の取扱いについて、以下のような事例が見受けられたので、八尾市水道局文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 伺書において、決裁区分が誤っているものや伺い文の記載内容が不十分なもの。</p> <p>② 収受文書について、受付処理が漏れているもの。</p>	措置状況	1. 措置済（令和元年8月6日）
	<p>局内会議において周知を行い、伺書等の決定過程において、随意契約の理由や適用条項等について十分な確認を行うよう改めました。また、「契約書チェックリスト」を作成し、八尾市水道局契約規程に定められた記載事項の契約書への明記について確認を行うよう改めました。</p> <p>局内会議において周知を行い、八尾市水道局文書取扱規程に基づいて、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>	